

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

| 区 分 | 内 容 |
|------------|---|
| (1) 実費の適用 | 2（工事費の額）2 - 1に掲げる工事費の額は、2 - 2に規定する算出式により算定する実費とします。この場合2 - 3に規定する作業単金を適用するものとします。第28条の3（その他の工事に係る契約の締結）に規定する契約を締結した後に、作業単金に変更された場合は、その工事費については、なお従前の作業単金が適用されるものとします。 |
| (2) 工事費の按分 | 利用者料金が役務区間単位料金である場合において、2（工事費の額）2 - 1第1欄に掲げる工事費について協定事業者の負担額を協議により決定することとします。 |

2 工事費の額

2 - 1 工事費

| 区 分 | 単 位 | 備 考 |
|-------------------------------------|---------|-----|
| (1) トランスレータ 変更工事費 | 1 工事ごとに | |
| (2) iモード移動無線装置パケット接続装置機能に係るデータ設定工事費 | 1 工事ごとに | |
| (3) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費 | 1 工事ごとに | |

2 - 2 算出式

| |
|-------------------|
| 工事費 = 作業単金 × 作業時間 |
|-------------------|

2 - 3 2 - 2 に適用する作業単金

| 区 分 | 適用時間帯 | 単 位 | 内 容 |
|---------|----------------------------------|-------------|--------|
| 平日昼間 | 9時30分から18時までの間 | 一人あたり1時間ごとに | 6,283円 |
| 平日夜間 | 5時から9時30分までの間 及び 18時から22時までの間 | 一人あたり1時間ごとに | 7,121円 |
| 平日深夜 | 0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間 | 一人あたり1時間ごとに | 8,079円 |
| 土日祝日昼夜間 | 5時から22時までの間 | 一人あたり1時間ごとに | 7,241円 |
| 土日祝日深夜 | 0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間 | 一人あたり1時間ごとに | 8,199円 |

第2 手続費
1 適用

| 区 分 | 内 容 |
|-----------|--|
| (1) 実費の適用 | 2 (手続費の額) 2 - 2 (2 - 1 以外の手続費) に掲げる手続費の額は、2 - 3 (算出式) に規定する算出式により算定する実費とします。この場合においては、第1 (工事費) 2 (工事費の額) 2 - 3 (2 - 2 に適用する作業単金) に規定する作業単金を適用します。当社が提示した手続費の概算額を協定事業者が承諾した後に、作業単金に変更された場合は、その手続費については、なお従前の作業単金が適用されるものとします(2 (手続費の額) 2 - 1 (手続費) 第5欄に規定する手続費についても同様とします)。 |

2 手続費の額
2 - 1 手続費

| 区 分 | 単 位 | 手続費の額 | 備 考 | |
|---------------------------|---|---|--|--|
| (1) 料金回収 手続費 | 別表2（接続形態）第2表 において協定事業者が利用 者料金設定事業者となる接 続形態であって、同別表第 3表において当社が利用者 料金請求事業者となるとき に、当社が行う利用者料金 の回収業務に要する費用 | 当社が回収す る利用者料金 額ごとに | 3.4% | |
| (2) 債権譲受 手続費 | 第67条（債権譲受）の規定 により、当社が協定事業者 の役務提供区間に係る契約 者が支払うべき料金の債権 をその協定事業者より譲り 受けたときに、当社が行う 利用者料金の回収業務に要 する費用 | 当社が回収す る協定事業者 の役務提供区 間に係る利用 者料金額ごと に | 3.4% | |
| (3) お客様情 報照会書作 成手続費 | 第82条（個別契約事業者に 対する契約者情報の提供） 第1項及び第2項の規定に より、当社の契約者の契約 者回線番号等又は契約者の 住所等の情報を提供する場 合の手続きに要する費用 | 1 件ごとに | 400円 | |
| (4) 契約者異 動情報提供 手続費 | 第82条（個別契約事業者に 対する契約者情報の提供） 第3項の規定により、当社 の契約者の契約者回線番号 等の異動情報を磁気媒体に より提供する場合は手続き に要する費用 | 磁気媒体 1 巻 ごとに | 20,000円 | |
| (5) 立会費 | 当社が指定する立会者の立 会いに要する費用 | 1 回ごとに | 第1（工事 費）2（工 事費の額） 2 - 3（2 - 2 に適用 する作業単 金）に規定 する作業単 | |

| | | | | |
|----------------------------|--|---------|--------------------|--|
| | | | 金に立会いに要する時間を乗じて得た額 | |
| (6) F O M A 特定接続契約者回線登録手続費 | F O M A 特定接続契約に係る契約者回線の開通をするための手続きに要する費用 | 1 回線ごとに | 1,800円 | |
| (7) X i 特定接続契約者回線登録手続費 | X i 特定接続契約に係る契約者回線の開通するための手続きに要する費用 | 1 回線ごとに | 1,800円 | |

2 - 2 2 - 1 以外の手続費

| 区 分 | | 単 位 | 備 考 |
|--------------------------------|--|--------|-----|
| (1) 課金照合費 | 協定事業者の請求により課金照合を行う場合に要する費用 | 1 件ごとに | |
| (2) 自前工事調整等作業費 | 接続事業者が接続に必要な装置等を設置する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置の結果の確認その他の作業に要する費用 | 1 件ごとに | |
| (3) F O M A 特定接続契約者回線登録情報変更手続費 | F O M A 特定接続契約に係る契約者回線の登録情報を変更 (F O M A 特定接続契約者回線の F O M A サービス契約約款に基づく契約の解除に係る手続を除く) するための手続きに要する費用 | 1 件ごとに | |
| (4) X i 特定接続契約者回線登録情報変更手続費 | X i 特定接続契約に係る契約者回線の登録情報を変更 (X i 特定接続契約者回線の X i サービス契約約款に基づく契約の解除に係る手続を除く) するための手続きに要する費用 | 1 件ごとに | |

2 - 3 算出式

| |
|-------------------|
| 手続費 = 作業単金 × 作業時間 |
|-------------------|